

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

【洪水：丸亀市防災マップ】

・当市洪水ハザードマップによると、土器川・金倉川・綾川・大東川が大雨により氾濫した場合、各河川の流域では最大3mから5mの浸水が予測されており、また、各河川の沿線を中心に広範囲にわたって0.5m未満の浸水が予測されている。

以下、当市における台風や豪雨による過去の災害を記載する。

[平成16年・台風23号豪雨災害]

・平成16年の台風23号による豪雨災害では、各地で多くの被害が発生したが、当市でも土器川の支川氾濫による浸水被害（床上75戸、床下142戸）が発生した。

[大東川流域洪水災害]

・当市域東部を流れる大東川は、山間部から平野部に入る地点において勾配が急激に変化するという地形的特徴があることから、台風や梅雨前線などの豪雨により、昭和62年、平成10年、平成16年に飯山町平野部などで浸水被害が発生した。

《商工業者へのリスク》

・洪水が発生した場合、商工業者においては店舗・工場・倉庫の浸水により、商品・原材料・設備機器等が損壊するリスクがある。また、浸水による電気設備の停止や機械設備の故障により操業停止を余儀なくされる可能性がある。さらに、道路の冠水や交通遮断により従業員の出勤や物流が滞り、仕入れや納品の遅延が発生することから、売上減少や取引先との信用低下につながる恐れもある。特に低地部や河川周辺に立地する事業者においては、復旧に時間を要する場合があります、資金繰りの悪化など経営面への影響も懸念される。

【土砂災害：丸亀市防災マップ】

・当市東部の城山を中心に地域内全域の山沿い地区で急傾斜地崩壊や土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。

・平成16年の台風23号による豪雨災害では、綾歌町の城山、猫山、大高見峰を中心に多数の崩壊・土石流が発生し、農地やため池に甚大な被害が生じた。

《商工業者へのリスク》

・土砂災害が発生した場合、山沿い地域に立地する事業所や店舗では建物被害や道路寸断により営業継続が困難となる可能性がある。また、道路の通行止めや交通網の遮断により物流機能が停止し、原材料の調達や製品の出荷に支障が生じることも想定される。さらに、観光関連事業や地域密着型の小売・飲食業においては、来訪者の減少や地域の経済活動の停滞により売上が大きく落ち込むなど、地域経済全体への影響が長期化するリスクも考えられる。

【地震：香川県地震・津波被害想定】

・南海トラフ地震は今後30年以内に60%～90%程度の発生確率と言われており、香川県地震・津波被害想定によると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、当市の大部分が震度6弱～震度6強の揺れが予測されている。

・当市の沿岸部、平野部については比較的に地盤が軟らかく、揺れやすい傾向にあることについても注意が必要である。

《商工業者へのリスク》

・大規模地震が発生した場合、建物の倒壊や設備機器の損壊により、多くの事業者で事業活動の停止が発生する可能性がある。また、電力・水道・通信などのライフラインの途絶により操業再開までに時間を要することが想定される。さらに、道路や港湾などの交通インフラが被災した場合には物流機能が停滞し、原材料の供給や製品の出荷が困難と

なる恐れがある。加えて、従業員の被災や通勤困難により人員確保が難しくなることも考えられ、中小・小規模事業者にとっては事業継続や早期復旧の大きな障害となる。

【ため池：丸亀市ため池ハザードマップ】

- ・当市には、農業用ため池が点在しており、地震や大雨等により決壊した場合に、特に甚大な被害が想定されるため池については、ハザードマップにより浸水想定区域が予測されている。

《商工業者へのリスク》

- ・ため池が決壊した場合、周辺地域では短時間での急激な浸水が発生する可能性があり、事業所や店舗、倉庫等の建物や設備、商品在庫等に大きな被害が生じる恐れがある。また、道路の寸断や地域の浸水により事業所へのアクセスが困難となり、従業員の出勤や物流活動にも影響が及ぶことが想定される。特に中小・小規模事業者においては復旧に必要な資金や人員が限られているため、事業再開までに長期間を要するリスクがある。

【その他特に想定されるリスク】

- ・当市の海岸沿いの工業用地は埋立地であり、地震の際は液状化が想定される。主要産業の製造業のほか、北四国の主要産業である造船業の製造所も点在しており、被災時には被害の拡大や復旧の長期化も想定される。
また、市内には上記製造業者の下請け事業者も多く存在しているため、サプライチェーンの毀損による事業継続が困難となる事業者も発生するリスクも想定される。

【感染症、サイバー攻撃等】

- ・新型インフルエンザ等（感染症）は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。
また、業種を問わず、近年は「マルウェア」や「ランサムウェア」などといったサイバー攻撃による情報漏洩や身代金要求などが増加傾向にあり、情報セキュリティ面でのリスク対策が急務となっている。

《商工業者へのリスク》

- ・感染症の大規模流行時には、外出自粛や営業制限等の影響により来店客の減少や需要の急激な変動が発生し、特に飲食業、小売業、観光関連業などの事業者では売上の大幅な減少が懸念される。また、従業員の感染や濃厚接触による出勤停止により人員不足が発生し、事業運営が困難となる場合もある。
- ・一方、サイバー攻撃による被害が発生した場合には、顧客情報や取引情報の漏洩、業務システムの停止、身代金要求などにより事業活動が停止する可能性があり、信用失墜や損害賠償など経営面での影響も大きい。特に中小企業では情報セキュリティ対策が十分でないケースも多く、事業継続に重大な影響を与えるリスクとなっている。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 662事業所（令和3年経済センサス）
- ・ 小規模事業者数 523事業所（令和3年経済センサス）

【内 訳】

大分類	商工業者	小規模事業者	備考
A 農業、林業	21	20	
B 漁業	0	0	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
D 建設業	119	114	
E 製造業	57	42	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	
G 情報通信業	2	2	
H 運輸業、郵便業	23	17	
I 卸売業、小売業	175	112	
J 金融業、保険業	6	5	
K 不動産業、物品賃貸業	16	15	
L 学術研究、専門・技術サービス業	20	16	
M 宿泊業、飲食サービス業	59	43	
N 生活関連サービス業、娯楽業	71	66	
O 教育、学習支援業	21	19	
P 医療、福祉	24	17	
Q 複合サービス事業	5	5	
R サービス業（他に分類されないもの）	41	29	
合 計	662	523	

【事業所の立地状況等】

- ・ 当地域は、農業が広く分散しており、また、商工業者の大半は小規模事業者である。
- ・ 建設業・製造業は、飯山地区を中心に立地している。
- ・ 卸・小売業は、綾歌地区を中心に立地している。
- ・ 飲食業は、国道32号線、国道438号線及び県道18号の幹線沿い若しくは幹線に近い場所に多く立地している。
- ・ 国道32号線、国道438号線及び県道18号沿いは、大型小売店やホームセンター、コンビニエンスストアが多く出店している。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 各種ハザードマップの策定・全戸配布
- ・ 地域防災計画、事業継続計画、総合排水計画の策定・公表・更新
- ・ 市内防災訓練の実施
- ・ 自主防災組織への助成（防災資機材等整備・防災士資格取得にかかる経費）
- ・ 自主防災組織による防災訓練の実施
- ・ 香川県シェイクアウト訓練への参加
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 事業者BCP等策定・改定補助
- ・ 災害時各種協定の締結
- ・ 各家庭における家具転倒防止器具の購入費用助成・設置サポート
- ・ 防災行政無線の更新、公式LINEの活用など多様な情報伝達手段の確立
- ・ 出前講座等による防止啓発

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・香川県の施策の周知
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・当会事務局での香川県シェイクアウト（県民いっせ地震防災行動訓練）の実施
- ・防災備品を備蓄

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・現状、管内事業者のBCP策定数は未調査のため不明
ただし、今後調査によって策定数が把握できた場合には本欄に記載する

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①「丸亀市地域防災計画」において当会の役割が記載されているものの、当市と当会との間で細かな対応方針等の十分な議論ができていない。
- ②当市と当会との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ③平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ④保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

【対策】

- ①、②：当市と当会で「丸亀市地域防災計画」に係る協議の場を設ける。またその場で具体的な体制やマニュアルについても協議を行う。
- ③、④：全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社（東京海上日動、あいおいニッセイ同和損保など）、中小機構など他支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・管内小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化に繋げる。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者BCPや事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員を育成する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し管内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省 HP に掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheeta.html

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

（3）フォローアップ

- ・地域の防災訓練への参加を促す。
- ・当会事務局長及び法定経営指導員と当市担当職員による丸亀市事業継続力強化支援協議会（仮称）を設置して、本計画に基づく支援状況の確認や改善点等を協議する。
- ・巡回時等に小規模事業者の事業者BCPや事業継続力強化計画等の取組状況を確認する。
- ・策定済みの事業者に対しては、見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。
- ・事業者BCP策定後3年が経過した事業者に対し、巡回指導時に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

No.	機 関 名	備考
①	香川県商工会連合会	
②	(公財) かがわ産業支援財団	
③	香川県信用保証協会	
④	香川県火災共済協同組合	
⑤	全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社	
	東京海上日動火災保険株式会社	
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
⑥	香川県よろず支援拠点	
⑦	株式会社日本政策金融公庫高松支店	
⑧	丸亀商工会議所	

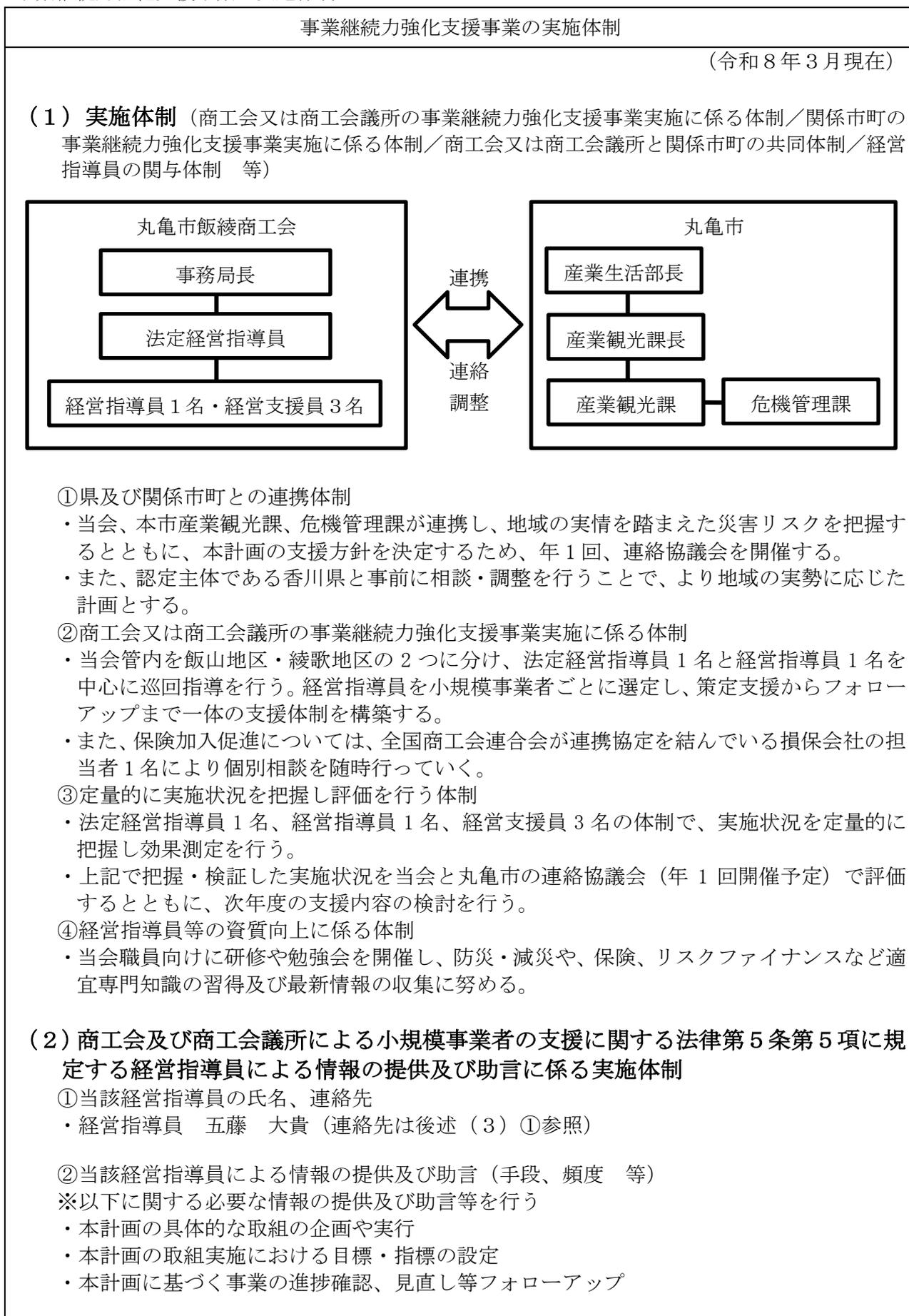
- ・ No.①・②・⑥から中小企業診断士・防災士等の専門家やNo.④・⑤から担当者等の派遣を受けて、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）や事業継続力強化計画の策定を支援する。
- ・ No.①・②・⑥から中小企業診断士・防災士等の専門家やNo.④・⑤から担当者等の派遣を受けて、会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。
- ・ No.④・⑤から担当者等の派遣を受けて、小規模事業者に対する保険・共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。
- ・ 事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、No.⑦と連携した融資斡旋等を行う。
- ・ 事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、No.③と連携した信用保証等の手続き支援を行う。
- ・ 必要に応じてNo.⑧と連携して普及啓発セミナー等を開催する。
- ・ 各関係団体が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行う。
- ・ 各関係団体と連携して、本事業に関する国や県、当市の補助事業や制度融資のほか、各種保険・共済制度など、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行う。
- ・ 各関係団体へ普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行う。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



③広域経営指導員の当否

経営指導員 五藤 大貴は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

丸亀市飯綾商工会

〒761-2405 香川県丸亀市綾歌町栗熊西1638

TEL：0877-86-2156 / FAX：0877-86-5399

E-mail：hanryou@shokokai-kagawa.or.jp

②関係市町

丸亀市役所

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

産業生活部 産業観光課

TEL：0877-24-8844（商工労政担当） / FAX：0877-25-2409

E-mail：sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp

市長公室 危機管理課

TEL：0877-25-4006 / FAX：0877-25-4007

E-mail：kikikanri-k@city.marugame.lg.jp

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンプ、チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、香川県交付金、丸亀市補助金、事業受託費、受益者負担金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等